

## 第十六号

## 徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正について

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例

徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二野外劇場の項中「二、九六〇円」を「五、九二〇円」に、「四、七九〇円」を「九、五八〇円」に、「三、六二〇円」を「七、三二〇円」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に徳島県文化の森総合公園文化施設条例第三条の規定により野外劇場の利用の許可（施行日以後の利用に係るものに限る。）を受けた者に対しては、改正後の別表第二の規定の例により使用料を徴収する。

## 提案理由

徳島県立二十一世紀館の野外劇場に屋根を新設ことに伴い、使用料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。